

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	13
第2編 平素からの備えや予防	15
第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
1 市の各部局における平素の業務	15
2 市職員の収集基準等	16
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2 関係機関との連携体制の整備	20
1 基本的考え方	20
2 県との連携	21
3 近接市町との連携	21
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	22
第3 通信の確保	23
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5 研修及び訓練	28
1 研修	28
2 訓練	28

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	31
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5 避難施設の指定への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	35
1 市における備蓄	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章 国民保護に関する啓発	37
1 国民保護措置に関する啓発	37
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	38
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1 事態認定前における国民保護警戒本部等の設置及び初動措置	38
2 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整	39
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章 市対策本部の設置等	41
1 市対策本部の設置	41
2 通信の確保	51
第3章 関係機関相互の連携	52
1 国・県の対策本部との連携	52
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6 市の行う応援等	54
7 自主防災組織等に対する支援等	54
8 住民への協力要請	55
第4章 警報及び避難の指示等	56
第1 警報の伝達等	56
1 警報の内容の伝達等	56
2 警報の内容の伝達方法	57
3 緊急通報の伝達及び通知	58
第2 避難住民の誘導等	59
1 避難の指示の通知・伝達	59
2 避難実施要領の策定	60
3 避難住民の誘導	62

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	13
第2編 平素からの備えや予防	15
第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
1 市の各部局における平素の業務	15
2 市職員の収集基準等	16
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2 関係機関との連携体制の整備	20
1 基本的考え方	20
2 県との連携	21
3 近接市町との連携	21
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	22
第3 通信の確保	23
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5 研修及び訓練	28
1 研修	28
2 訓練	28

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	31
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5 避難施設の指定への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	35
1 市における備蓄	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章 国民保護に関する啓発	37
1 国民保護措置に関する啓発	37
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	38
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1 事態認定前における国民保護警戒本部等の設置及び初動措置	38
2 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整	39
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章 市対策本部の設置等	41
1 市対策本部の設置	41
2 通信の確保	51
第3章 関係機関相互の連携	52
1 国・県の対策本部との連携	52
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6 市の行う応援等	54
7 自主防災組織等に対する支援等	54
8 住民への協力要請	55
第4章 警報及び避難の指示等	56
第1 警報の伝達等	56
1 警報の内容の伝達等	56
2 警報の内容の伝達方法	57
3 緊急通報の伝達及び通知	58
第2 避難住民の誘導等	59
1 避難の指示の通知・伝達	59
2 避難実施要領の策定	60
3 避難住民の誘導	62

4	本市の地域特性に応じた避難指示に際しての留意事項	65
第5章 救援		71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章 安否情報の収集・提供		73
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	74
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章 武力攻撃災害への対処		76
第1 武力攻撃災害への対処		76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2 応急措置等		77
1	退避の指示	77
2	警戒区域の設定	78
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3 生活関連等施設における災害への対処等		82
1	生活関連等施設の安全確保	82
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等		84
1	武力攻撃原子力災害への対処	84
2	N B C攻撃による災害への対処	85
第8章 被災情報の収集及び報告		88
第9章 保健衛生の確保その他の措置		89
1	保健衛生の確保	89
2	廃棄物の処理	90
第10章 国民生活の安定に関する措置		91
1	生活関連物資等の価格安定	91
2	避難住民等の生活安定等	91
3	生活基盤等の確保	91
第11章 特殊標章等の交付及び管理		92
第4編 復旧等		94
第1章 応急の復旧		94
1	基本的考え方	94
2	公共的施設の応急の復旧	94
第2章 武力攻撃災害の復旧		95

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	9 6
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 6
2　損失補償及び損害補償	9 6
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 6
第5編 緊急対処事態への対処	9 7
1　緊急対処事態	9 7
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	9 7